

R4年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R4.7.28	R4.8.10	(1) 品川営業所の組合支部長が作成した「苦情処理整理簿」（平成29年度4月分から令和4年度7月分までのもの） (2) 南千住営業所の「支部長勤務整理表」（令和3年度4月分から令和4年度7月分までのもの）	144	1					1									(1) 苦情処理整理簿の氏名欄中に記載された局職員のえり番は、個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであるため。 (東京都情報公開条例第7条第2号に該当) (2) 支部長勤務整理表の勤務欄中に記載された休暇等の表示は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (東京都情報公開条例第7条第2号に該当)	交通局自動車部管理課
2	R4.7.28	R4.8.10	南千住営業所の「支部長勤務整理表」（令和2年度1月分から令和2年度3月分までのもの）				1												当該文書は令和2年度に作成された1年保存の文書であるため、令和4年度に廃棄済みであり、現在は存在しないため。	交通局自動車部管理課
3	R4.8.17	R4.8.31	交通局自動車部・運輸事務の超過勤務実績表 過去2年分 (令和2年8月18日から令和4年8月17日までのもの)	25	1															交通局自動車部管理課
4	R4.8.17	R4.8.31	交通局自動車部・運輸事務の出勤簿 過去2年分 (令和2年8月18日から令和4年8月17日までのもの)	3	1					1									出勤簿中に記載された休暇等の表示は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (東京都情報公開条例第7条第2号に該当)	交通局自動車部管理課
5	R4.8.17	R4.8.31	(1) 国土交通省関東運輸局鉄道部監理課の担当者から令和4年4月1日（金曜日）午前9時14分に送信された「[関東運輸局]【作業依頼：4月18日（月）×切】鉄道サービス政策室所管事務の基礎情報調査について」と題する電子メール (2) 東京都交通局電車部営業課の担当者から令和4年4月12日（火曜日）午前10時21分に送信された「[東京都交通局 回答]【作業依頼：4月18日（月）×切】鉄道サービス政策室所管事務の基礎情報調査について」と題する電子メールとその添付ファイル	7	1														電子メール中に記載されたメールアドレスは、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。 (東京都情報公開条例第7条第2号に該当) 公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるなど、当該組織又は職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (東京都情報公開条例第7条第6号に該当)	交通局電車部営業課
6	R4.8.17	R4.8.31	東京都交通局 都営地下鉄旅客案内標識設置基準（19交電車第527号3 2022年3月改訂）	203	1															交通局電車部営業課
7	R4.8.17	R4.8.31	鉄道事業者としてのナンバリングの取組みがわかるもの																都の図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、若しくは貸し出すことを目的とする施設において管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるというものはインターネットの利用により公表を行っている情報と同一の情報が記載された文書（都営交通のあらまし 2021及び事業概要（令和3年度版））であるため。 (東京都情報公開条例第18条第2項)	交通局電車部営業課